

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省30-3-2)

施策名	3-2 サイバーセキュリティ	担当部局名	商務情報政策局	政策評価実施予定時期	平成31年8月
施策の概要	未来投資戦略2017において、Society5.0の価値を最大限後押しする仕組みの一つである「サイバーセキュリティの確保」の実現に向け、サイバーセキュリティ対策強化の政策を実施する。			政策体系上の位置付け	3 産業セキュリティ
達成すべき目標	サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築、セキュリティ産業化等を通じて、Society5.0の基盤となる安全なサイバー空間の確保を図る。		目標設定の考え方・根拠	未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、Society5.0では、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤になるとして「サイバーセキュリティの確保」がSociety5.0の横割課題として記載されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	28年度	29年度	30年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)、日本再興戦略(平成28年6月閣議決定)、サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)
	10,003の内数 (9,158の内数)	2,159	2,277		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標		施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)								
					基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度
1 情報処理安全確保支援士の登録者数	6,994	平成29年度	30,000	平成32年度	-	-	-	15,000	22,500	30,000			測定指標の選定理由:サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、セキュリティ人材の育成・確保が重要であるため。 目標値の設定根拠:未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)において、1年に2回実施される試験等を通じ、情報処理安全確保支援士の登録者数を2020年までに3万人とすることを目標として設定。
2 セキュリティポリシーを策定・公表した企業の割合	54%	平成28年度	60%	平成30年度	-	-	-	60%					測定指標の選定理由:サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、経営者のリーダーシップによる対策の推進が重要であるため。 目標値の設定根拠:サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)において「セキュリティマインドを持った企業経営の推進」等が記載されており、平成28年度の情報処理実態調査の結果を踏まえ設定。
3 解決に貢献したインシデント件数	3,000	平成24年度	10,000	平成30年度	10,000	10,000	10,000	10,000					測定指標の選定理由:サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るためには、我が国経済に対するサイバー攻撃への対処体制の強化が重要であるため。 目標値の設定根拠:サイバーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)において「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」等が記載されており、毎年度の解決に貢献したインシデント件数を踏まえ設定。
					9,659	9659	10,641	-					

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度					
1 サイバーセキュリティ経済 基盤構築事業	2,159 (1847)	2,159	2,277	平成26年 度	3	本事業でインシデントの解決に貢献し、深刻化が進むサイバー攻撃が我が国の国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう対処体制の強化を行い、サイバーセキュリティを高めることは、世界最先端のIT活用社会の実現につながるものである。	-	※後 日記 入予 定
2 産業系サイバーセキュリ ティ推進事業	-	1,169	1,911	平成29年 度	1,2	本事業は、企業においてサイバーセキュリティ対策を講じる中核人材を育成するものであり、企業におけるセキュリティポリシーの策定・公表につながるものである。	-	
3 情報処理の促進に関する 法律	-	-	-	昭和45年 度	1	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によつて、情報化社会の要請にこたえ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
4 電子署名及び認証業務に 関する法律	-	-	-	平成12年 度	3	本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
5 不正アクセス行為の禁止 等に関する法律	-	-	-	平成11年 度	3	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もつて高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
6 ソフトウェア製品等の脆弱 性関連情報に関する取扱 規程	-	-	-	平成28年 度	3	本規程は、サイバーセキュリティの確保のため、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報を取り扱う者に推奨する行為を定めることにより、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定又は多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これらへの対策を講じ、もつて情報の適切な流通を図り、経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。 (本取扱規程の制定前は、平成11年度から「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づき取組を実施。)	-	-
7 情報セキュリティ管理基準	-	-	-	平成15年 度	2	本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。	-	-
8 情報セキュリティ監査基準	-	-	-	平成15年 度	2	本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。	-	-
9 サイバーセキュリティ経営 ガイドライン	-	-	-	平成27年 度	2	経営者のリーダーシップによるセキュリティ対策を推進するため、経営者が認識すべき3原則と、経営者がセキュリティの担当幹部(CISO等)に指示をすべき重要10項目をまとめたものである。	-	-